

2016年4月25日

「平成28年熊本地震」の被災者の方々に対する特別取扱いについて

このたびの「平成28年熊本地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔み申しあげますとともに、被災された方々には謹んでお見舞い申しあげます。

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長：山内 裕司）では、被災されたお客様に対して、下記の特別なお取扱いを実施いたします。

記

1) 新規の契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）について

新規の契約者貸付について、以下のお取扱いをさせていただきます。

対象のご契約	災害救助法適用地域の被災のご契約者をご加入の個人保険・個人年金保険（ただし、がん保険や医療保険など、契約者貸付制度のお取扱いのない商品を除く）
適用金利	年利 0.00%
契約者貸付金額の上限	なし（ただし、約款規定の範囲内とする）
特別金利適用期間	2016年10月31日まで （地震が発生した2016年4月14日に遡及して適用）
受付期間	2016年6月30日まで

2) 入院給付金のお支払いに関するお取扱い

- 病院の事情により被災後ただちに入院できず、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院された場合、被災日から入院したものとみなして入院給付金をお支払いします。
- 以下の場合、本来必要であった入院期間について医師の証明書をご提出いただくことで、入院していたものとみなして入院給付金をお支払いします。
 - (a) 病院の事情により退院が早まり、その後臨時施設等で治療を受けた場合
 - (b) 病院の事情により入院できず、臨時施設等で治療を受けた場合